

## 「職業と世系に基づく差別」に関する作業部会

報告（要約）

2009年4月19日

ダーバンレビュー会議に先立ち、市民社会フォーラムの期間、アジアを中心とした NGO が集まり、「職業と世系に基づく差別」に関して問題を共有し、その撤廃に向けて独自の宣言と勧告を作成しました。アジアの被差別コミュニティから出た発言内容の概要とともに報告します。

### インドにおけるダリット女性

#### ブルナド・ファティマ、IMADR 理事・SRED（農村教育開発協会）代表

インドにおいて、ダリット女性は政府のサービスから排除されてきた。経済的資源へのアクセスはないし、アフーマティブアクションの対象からもはずされてきた。教育の機会はない。性的差別が続く。ダリット女性への暴力も激しい。ダリット女性の社会的、経済的権利は認められていない。出産時もダリット女性は病院に受け入れられない。今直面している主要な問題は：仕事がない、土地を追われている、そして出稼ぎに行かざるを得ない。ダリット女性を地方議会に送り込むことができても、意見を聞くばかりで、表明の機会がない。ダリット女性の声を国際的なレベルに届けなくてはならない。国内では適切な措置はとられていない。「カーストに基づく差別」撤廃が DRC の成果文書に含まれるようにしなくてはならない。

#### ヴィマル・ソラット、NCDHR（ダリット人権のための全国運動）創設者

インドのダリット女性の人口は 1,800 万人である。そのうち、85%が農業に従事しているが、土地をもたずに貧しい生活を強いられている。ダリット女性や子どものうち、文字の読み書きができない人は 69～90%いる。リザベーションシステムがあるが、メカニズムが欠如しているため有効に機能していない。特に意思決定にはダリット女性は参画できない。ダリット差別に加え、階級差別とジェンダー差別が複合的に絡んでいる。男性支配の社会はダリット女性を“物”としか見ていない。ダリット女性として権利を主張しても否定される。たとえ議員になっても議会では席さえ与えられない。カースト制度と家父長制がこうした背景を支えている。ダリットに対する人権侵害は深刻で、屈辱的である。差別事象は頻発している。グローバル化による経済的影響は大きい。女性たちは職のスキルを身につけていないため、花栽培などのアグリビジネスで安い労働欲としてつかられる。国内、地域および国連レベルで問題を明らかにしなくてはならない。ローカルなレベルでの闘いは続くが、道は長い。

### マレーシアにおけるカーストに基づく差別

#### V.A.マニバンナン、マレーシア・ダリットネットワーク事務局長

多民族国家のマレーシアではカースト差別について大きな声で議論できない。ダリットの大半は高位カーストが経営する農園の労働者である。政治の世界においてもインド系住民を代表しているのは高位カーストであり、インド系のコミュニティの間ではカースト制度が機能している。多くのダリットは市民権を有していない。ビジネスの世界においてもインドとの貿易などで高位カーストが支配をしている。

### ネパールにおけるカースト差別

#### ラム・ラム・ビシュウォカルマ、ネパールダリット委員会議長

ネパールも他の南アジアと同じ問題を抱えている。人民戦争のあと2年にわたる和平交渉が行なわれた。私は10年間地下に潜伏した後、和平プロセスで表に出てきて、現在はネパール政府が作ったダリット委員会の議長を務めている。ネパールにおける“不可触性・カースト差別”は深刻である。公式数字によれば人口の13%がダリットであるが、ダリットコミュニティが出した数字では20%になっている。ダリットは政治、社会、経済部門から排除されてきた。土地をもたない・公務員が少ない・民間でも職についている人は少ない、こうした特徴がある。人民戦争の間に1,100人のダリットが犠牲になった。新憲法には、ダリットの権利や平等を保障する条文が多く盛り込まれているが、実施が問題である。国内法はまだ整備されていず、古いままである。現在、政府と市民社会は協力して新憲法の内容を真に実権するよう努力している。アジアの他の組織と協力して、DRCの成果文書にダリット差別が盛り込まれるようにしなくてはならない。この問題を政治レベルにもっていくことが重要である。

## スリランカの農園労働者

### S,ヴィジャヤダルシニ、HDO（人間開発組織）

スリランカでは紅茶やゴムの農園コミュニティにダリットが集住している。180年前、南アジアから農園で働かせるために英国人により連れてこられた。この構図は英国が作ったスリランカの社会構造の中に今も生きている。住居をはじめ、諸問題が未解決のままとなっている。農園の敷地内に居住する彼・彼女たちには住宅の権利や土地の権利が否定されてきた。この点はDRCの成果文書に盛り込まれるべきだ。大半はインドのダリット出身者であるが、カーストについては公けに語られない。しかしカーストにまつわる慣行はずっと続いている。カーストに基づく抑圧がある。農園労働者の賃金は経営者と労働組合の間の団体交渉で決定されている。決着すれば2年間有効となる。都市部で住むダリットは公衆トイレや道路の清掃などに従事している。住居の保障はなく、劣悪な条件下で生活をしており、社会的な差別を受けている。

農園労働者の間では180年続く市民権の問題がある。2003年修正法案が可決され、彼らの市民権が認められた。しかし、実施するにはそれを処理する公務員の教育が必要であり、容易ではない。市民権がなかった農園労働者たちは政治的にも排除されてきた。児童労働の問題もある。農園や富裕層の家でダリットの子どもたちが働いていて、搾取されている。内戦のもと、タミール人口を抑制するために農園女性たちに強制的に避妊が課せられた。

\* \* \* \* \*



左から司会のニマルカ、スリランカのガイジャダルシニ、シバ、インドのソラット

報告するSREDのブルナド・ファティマ

左手前はマレーシアのマニバンナ、右端はネパールのビシュウォカルマ

これら報告を受けたあと、作業部会は「職業と世系に基づく差別」に関する宣言と勧告の草案作りを開始し、議論のあと次ページのように「宣言」と「勧告」を採択した。

## 「職業と世系に基づく差別」に関する宣言と勧告

私たち、2009年4月19日ジュネーブにおける市民社会フォーラムで開催された、「職業と世系に基づく差別」に関する作業部会に集まった非政府組織（NGO）、運動体あるいは市民社会組織の代表と、オブザーバー参加のネパール政府の国内ダリット委員会メンバーは、ここに以下のとおり宣言する：

1. すべて人は生まれながらに自由であり、その尊厳と権利において平等であり、それぞれの社会の発展と福利に建設的に貢献する力をもっていることを確認し、
2. カーストに基づく差別を含む職業と世系に基づく差別は国際人権法により禁止され、とりわけあらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約（ICERD）により宣言されている差別の一形態であることを認識し、
3. ダーバン宣言と行動計画 2001(DDPA)は人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容に対する政府の闘いの重要なマイルストーンであることに賛意を表しながらも、DDPA および草案中のダーバンレビュー会議 2009（DRC）成果文書はともに職業と世系に基づく差別に関して明白な言及をおこなっていないことを非難し、
4. カーストに基づく差別を含む職業と世系に基づく差別は、歴史的に固定化され、宗教や本質的に家父長制の要素をもつ文化により是認されてきた思想的概念であり、アジア・太平洋地域およびアフリカと中東の一部、ならびにディアスポラのコミュニティにおける2億6千万の人びとに、個人的、社会的、経済的、政治的および構造的レベルで影響を及ぼしていることを認識し、
5. 職業と世系に基づく差別は、南および南東アジアのダリットコミュニティ、日本の部落民、イエメンのアルアクダム人、ナイジェリアのオスやオルの人びと、セネガルのグリオット、そしてディアスポラを含むその他コミュニティの人びとを差別し汚名を着せ、甚だしい人権侵害と正義・尊厳の否定を招き、これらコミュニティの女性と子どもたちを複合的な形態の差別と暴力にさらしていることを確認し、
6. カーストに基づく差別を含み職業と世系に基づく差別を受けている人びとの個人および集団のアイデンティティ、尊厳そして自尊心が、文化的伝統や宗教的慣行によって何世代にもわたり大規模に破壊されてきたことを非難し、
7. 職業と世系に基づく差別を受けているコミュニティの女性たちが複合的な形態の差別と暴力に直面していることを認識し、
8. 日本の部落民に対する職業と世系に基づく差別は400年以上も存在し、今日も、インターネット上での差別的宣伝や扇動などの新しい差別の発現などにより、300万人以上の人びとが結婚、就職および教育の関係において差別を受けていることを非難し、
9. “不可触性”の慣行と“隠されたアパルトヘイト”制度は南および南東アジアにおけるカースト差別の最も陰湿な発現であり、ダリットの人びとの市民的地位や、その国の市民ならば権利として通常は利用できる公共サービス、住宅、教育、保健、土地、雇用、政治的参加、社会サービスおよびその他の資源へのアクセスを含み、経済的、政治的、社会的、文化的および宗教的権利の享有を彼・彼女たちから否定する区別、排除そして規制になっていることを非難し、
10. ダリットの人びとが個別にあるいは集団で権利を主張するために取る行動あるいは企てには、住居や家財や収穫物の焼き討ちや打ち壊し、社会的ボイコット、ダリット女性の集団強姦や全裸のパレードなどの性暴力、支配カースト、法執行職員や官僚による私刑や殺人などの暴力が待ち受けており、そうした事態において、関係する国家あるいは非国家の主体者は加害者と共謀し、処罰を受けずに免れていることに深い懸念を抱き、
11. 乾燥トイレの人糞の手による処理という非人間的で不快極まりない仕事に南アジアの主にダリ

ット女性が現在も従事し続けていて、彼女たちの尊厳と自尊心と人権は甚だしく侵害されており、それは雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（ILO 第 111 号）を侵害する不可触性と職業と世系に基づく差別の明確な事実であることを非難し、

- 1 2 . ネパールのハリヤ、ハルワ、チャルワ制度や、南アジアの一部のダリットコミュニティにおける強制売春など、あらゆる形態の債務奴隷や強制労働は法により禁止され廃止されるべきであることを勧告し、
- 1 3 . 職業と世系に基づく差別を受けている人びとの権利を守る立法措置や是正措置政策を制定する政府の努力を褒めつつ、この形態の差別を根絶する国内行動計画の策定と実施を含み、憲法上の安全措置や法律が実施されていないことを遺憾に思い、
- 1 4 . カースト差別を含む職業と世系に基づく差別を受けているコミュニティの脆弱性は、法制度や法執行機関によりさらに強められ、彼・彼女たちの権利が守られず、差別や排除がさらに永続化され、時には国の職員が法律違反者になっていることを非難する。

## 勸告

“世系”に基づく差別には、カーストや類似した身分制度などの社会階層に基づいて形成されているコミュニティに対する差別が含まれ、それが人権の否定や人権の平等な享有を阻んでいることを再確認し、この形態の差別を人種差別撤廃条約の侵害であると強く非難した人種差別撤廃委員会（CERD）一般的勧告 29 号を考慮し、

旧人権保護促進小委員会が任命した職業と世系に基づく差別に関する特別報告者の横田洋三さんと鄭鎮星さんによる最終報告書を、カーストに基づく差別を含む「職業と世系に基づく差別」の効果的防止と撤廃のための原則と指針を設定する取り組みの重要な成果として考慮し、

文末に署名する団体・個人は、ダーバンレビュー会議に対して以下の勧告を提出する：

- 1 . 職業と世系に基づく差別は、現行のダーバン宣言と行動計画(DDPA)において、人種差別の現代的発現の一表現形態であると認識されるべきである。
- 2 . “不可触性”の品位を貶める慣行を含みこの形態の差別を受けている人びとは、永続的で執拗な形態の差別およびそれに基づく侵害を受けてきたことを明確に確認するべきである。
- 3 . レビュー会議は、人種差別撤廃委員会による条約第 1 条(1)の“世系”の解釈を確認した同委員会一般的勧告 29 号に言及すべきであり、当該国における政府政策の策定の基本としてこの枠組みを勧告するべきである。
- 4 . レビュー会議はこの種類の差別の原因と結果に取り組むべきであり、カースト制度が最も根深い国々において政治的意思が引き続き欠如していることを遺憾に思うべきである。
- 5 . すべての加盟国は DDPA を実施するために国内行動計画を策定し、その実施は権利保持者を巻き込んだ特別のモニター機構により保障され、説明責任と透明性を確保されるべきである。
- 6 . ダーバンレビュー会議は旧小委員会が職業と世系に基づく差別に関して遂行した仕事、とりわけこの形態の差別の効果的撤廃のための原則と指針案に対するフォローアップを勧告し、この枠組みの活用を促進するべきである。
- 7 . ダリット女性と子どもたちに対する差別は複合差別の範疇に入ると見なして、矯正のための措置が当該国のあらゆるレベルでとられるべきである。
- 8 . すべての当該国におけるカーストあるいは世系に基づく差別を受けている人口に関して、内訳を示すデータが公表され、なおかつ定期的に更新されるべきである。
- 9 . すべての国連機関およびその他の国際機関は、この形態の差別が普及しているために、差別と排除

の特徴を特に重視しつつ、社会的平等と教育の問題に適切な注意を集中させるべきである。

10. カースト差別を含む職業と世系に基づく差別の根絶を目指した政策と計画の実施について国家に責任をもたせるよう、国連会議における NGO のさらなる参加を保障するよう努力するべきである。

同時に、関係政府は国内レベルにおいて：

11. 職業と世系に基づく差別を根絶させる法律が存在しない国では、そうした法律を制定させるべきである。
12. 職業と世系に基づく差別あるいはカースト差別を禁止する法律がすでに存在する国においては、そうした法律の実施を保証するためにロードマップを作るなどして、透明で効果的なモニターメカニズムが設置されるよう即時行動をとるべきである。これには、そうした法律および差別の禁止に関して法執行職員に向けた人権研修を含むべきである。
13. あらゆるレベルで加害者を効果的に訴追できるよう、カーストや職業と世系が理由で周縁に追いやられたコミュニティのメンバー、とりわけ女性たちに対する暴力と虐待に関する法律を施行させるべきである。
14. これらコミュニティのメンバーは、最低賃金の規定や児童労働、債務奴隷、手作業による糞尿処理を禁止する法律の実施を含み、労働搾取から法的に保護されるよう保障すべきである。
15. これら周縁に追いやられたコミュニティに土地へのアクセスや土地の管理を保障するような土地改革に関する法律を実施するべきである。
16. 教育、行政サービス、科学研究所、裁判所、当該国で操業している多国籍企業を含む民間セクターを含み高い公務員のポストへのアクセスを強化し、これらコミュニティのメンバーが法執行機関などに関わることを強化するような是正措置の政策を策定するべきである。
17. これらコミュニティの社会経済発展のための教育プログラムをはじめとしたプログラムに適切な資金を割り当てるべきである。
18. CERD 一般的勧告 29 号、横田および鄭特別報告者が提出した職業と世系に基づく差別の防止に関する原則と指針、ならびに関係締約国の定期報告の審査において世系に基づく差別に関して行なわれた CERD の最終見解を実施するべきである。
19. 職業と世系に基づく差別を受けているコミュニティに対する態度を肯定的に変えるため、NGO やその他の市民社会組織の積極的な支援を得て、大規模な意識高揚と教育の取り組みを実施し、それに対して必要な国の予算を拠出するべきである。

2009年4月19日

スイス、ジュネーブ

アジアダリット権利運動 (ADRM)、インド  
バングラデシュダリットおよび疎外者権利運動 (BDERM)  
ダリット NGO 連盟 (DNF)、ネパール  
人間開発機構 (HDO)、スリランカ  
国際ダリット連帯ネットワーク (IDSN)  
反差別国際運動 (IMADR)  
ジャガラム・メディアセンター、ネパール